

# 国とマンション管理関係団体等との 連携強化に向けた新たな取組について


総務省政策統括官（統計基準担当）




# 1. マンション管理関係団体等との連携強化に係る検討経緯

## 【現状と課題】

- アパート・マンション等の共同住宅における統計調査の実施に当たり、マンション管理関係団体等の関係者の皆様におかれては、調査の周知広報にとどまらず、調査業務の対応など、幅広くご協力をいただいているところ。
- しかしながら、単身・共働き世帯の増加や、オートロックマンションの増加を背景として、共同住宅を取り巻く調査環境は、更に厳しくなっていくことが見込まれている。

- 
- **統計改革推進会議 最終取りまとめ(平成29年5月19日統計改革推進会議決定)(抄)**
    - 世帯を対象とする調査において報告がなかなか得られないケースへの対応として(中略)マンション管理団体等との連携を推進する(後略)。
    - マンション管理団体等と定期的な協議を行い、意見等を把握するほか、調査員業務の委託等を行うなど連携を強化する。
  - **公的統計の整備に関する基本的な計画 2(平成30年3月6日閣議決定)(抄)**
    - 共同住宅内における統計調査を円滑に実施するため、関係府省の協力を得て、地方公共団体とも連携しつつ、**マンション管理関係団体等からの統計調査に係る意見・要望・問合せ等に対応するための国側の窓口を総務省に設置することや、マンション管理関係団体等との定期的な意見交換を行うことなどにより、マンション管理関係団体等との連携強化を図る。**(総務省、関係府省)(平成30年度(2018年度)から実施する。)



※1 統計改革推進会議：政府全体における証拠に基づく政策立案(EBPM)の定着、国民のニーズへの対応等の観点から、抜本的な統計改革及び一体的な統計システムの整備等を政府が一体となって強力に推進するために必要な検討を行うことを目的として開催され、関係閣僚等(議長：内閣官房長官)及び有識者で構成する会議。

※2 統計法第4条に基づき、政府が、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画(計画期間5年)。

政府として、マンション管理関係団体等との連携強化に向けた具体的な取組を推進

## 2.連携強化に向けた新たな取組の概要

- 共同住宅における調査環境の改善を図るため、総務省政策統括官（統計基準担当）が、統計調査に係る国側の窓口となり、各種取組を推進。
- 団体の意向・要望を汲み取りながら、調査環境の整備に向けた取組を検討・実施。

### 意見・要望・問合せ等に対応する国側窓口の開設

- 共同住宅の居住者等を対象として実施している統計調査に関する意見・要望・問合せ等への対応
- マンション管理関係団体等への協力依頼の取りまとめ
- 団体への定期的な情報発信

### 定期的な意見交換会の開催（年1回程度）

- 共同住宅の居住者等を対象として実施している統計調査に関する情報提供
- 共同住宅に関連した統計に関する情報提供
- 共同住宅における統計調査の円滑化に向けた意見交換

### 調査環境の整備に向けた取組の検討・実施

- 要請に基づく団体内部の講習会等への統計担当者の派遣（出前講座）
- 各省横断的な課題に係る各種取組の検討（調査員事務の管理会社等への委託推進等）

団体との意思疎通の促進



統計調査に係る理解の浸透

意見・要望

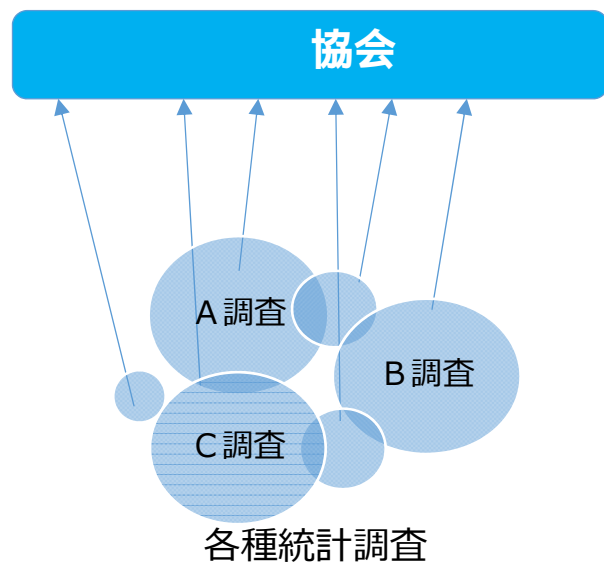
調査環境の改善の取組

結果還元

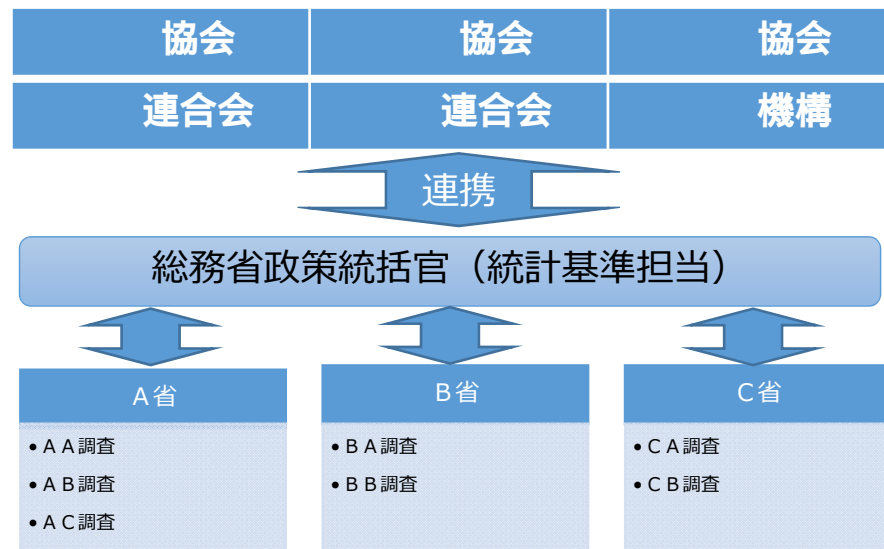
### 3. 意見・要望・問合せ等に対応する国側窓口の開設

- 従来は、調査単位での依頼であったため、調査期間が終了した後は、団体との関係が一旦途切れてしまい、国と団体間で連携を深めることが困難な状況であった。
- 今後は、総務省に経常的な窓口を設けることで、団体との連携を深めることにより、中長期的な課題についても対応が可能。

現状：調査時期に調査単位で協力を依頼



今後：総務省に経常的な対応窓口を開設



各府省が行う各団体への協力要請については、従前どおり。

- 団体にとっては、協力を求められる統計調査の見通しが不明確
- 個別の調査で取り組まれているよい事例が、他の調査では実施できていない
- 統計全般（統計調査への理解の増進等）に係る意見・要望の提出先がない

- 総務省が、年間を通して、団体に協力を依頼する統計調査を取りまとめ、情報提供
- 統計全般にまたがる団体からの意見・要望等については、総務省が主体となって、検討を行う

## 4. マンション管理団体等への協力依頼の取りまとめ

- 各団体の負担軽減等を図るため、各団体への協力依頼を予定している統計調査等について、総務省が内容を取りまとめた上で、各団体に事前に説明。
- また、毎年4月に開催する意見交換会（後述）においても、協力依頼の浸透を図る観点から、改めて実施予定の統計調査についての説明等を実施。

### 統計調査への協力依頼に係る流れ

時期	実施主体	実施内容	現状	今後
1月	総務省	共同住宅の居住者が対象となる統計調査（調査員調査）及び各団体に協力依頼を予定している統計調査の取りまとめ		
1～2月	総務省	各団体に、上記で取りまとめた結果の事前説明		
4月	総務省	意見交換会の開催（P7参照） （各団体に対して本年度に協力依頼を予定している統計調査の説明、これら調査への協力依頼）		
適時	関係府省	各団体に対して、正式に協力を要請（公文の発出） 調査によっては、4月前に実施		
適時	各団体	加入する会員等に対する周知		
適時	会員等	会員内における周知		
適時	会員等	統計調査の実施に係る統計調査へのご協力		

新規取組

意見交換会の開催時期については、団体の意向や協力依頼の実施時期等を勘案し、今後、変更もありうる。



## 5. 総務省から団体への定期的な情報発信

- 各団体に、総務省から定期的（四半期に1回程度）に、統計に関する情報を発信。
- 調査のお知らせのほか、e-Statの便利な使い方などの統計のお役立ち情報についても発信予定。

### 情報発信を想定している内容

- 現在実施中の統計調査
- 今後予定されている統計調査

調査の  
お知らせ



- 今月のトピックス
- 公表された調査結果と今後の公表予定

最新の  
調査結果



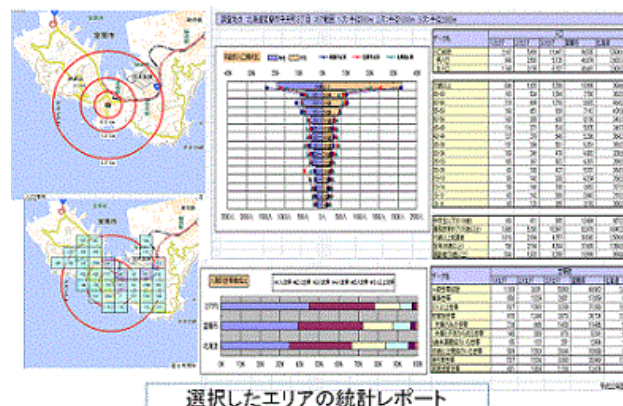
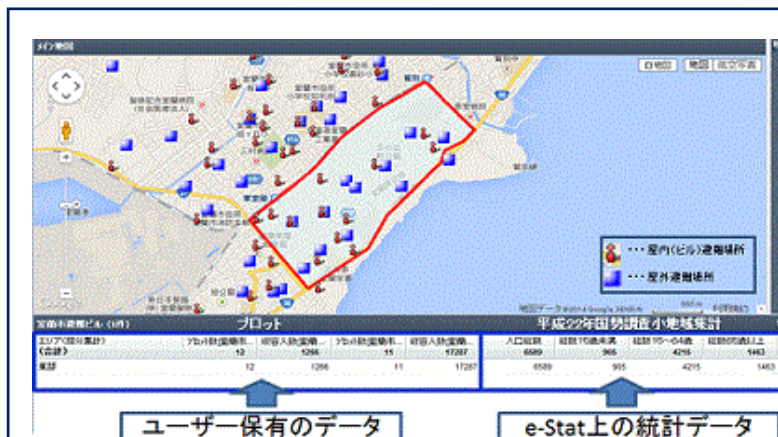
- 統計の役割とは
- 統計調査員とは
- 調査票情報等の保護

統計調査  
Q & A



- e-Statの便利な使い方
- 総務省からのお知らせ

その他



例えば、  
e-Statの機能の一つである「J STAT MAP」を使えば、無料で、簡単に、商圈分析が可能！

## 6. マンション管理関係団体等との意見交換会の開催

- マンション管理関係団体等との相互理解の促進と、広報や周知等の助言や協力を得ることを目的として、各団体が一堂に会した意見交換会を定期的で開催。
- 意見交換会における団体の意見や提案等を踏まえ、調査環境の改善に向けた取組等について、総務省で検討。

### 意見交換会の概要

名称	共同住宅における円滑な統計調査の実施に向けた意見交換会
開催目的	統計調査の円滑な実施に向けて、マンション管理関係団体等との相互理解の促進を図るとともに、共同住宅の統計調査における効果的な広報や周知等の助言・協力を得ることを目的として、本意見交換会を開催する。
開催時期	毎年4月頃に開催
参加者	マンション管理業団体、マンション経営者団体、マンション管理組合団体、不動産業団体等 関係府省（総務省、厚生労働省等） 総務省政策統括官（事務局）
議事内容	共同住宅の居住者を対象として実施している統計調査に関する情報提供 共同住宅に関連した統計に関する情報提供 共同住宅内における調査の円滑化に向けた意見交換

意見交換会の開催時期については、団体の意向や協力依頼の実施時期等を勘案し、今後、変更もありうる。

## 7. 共同住宅における調査環境の整備に向けた取組の検討・実施

- 意見交換会等において、各団体から、共同住宅における調査環境の改善等に関して提案いただいた内容については、総務省が主体的となって検討・実施。
- 検討結果について、各団体からコンセンサスが得られるよう、適時・適切に各団体に情報提供等を行う。

### 団体からの意見・提案（例示）

#### 統計調査への理解の浸透

- 会員への周知は行っているが、会員全体に周知を行き渡らせるのは難しい

#### かたり調査対策

- 統計調査の必要性は理解するが、かたり調査の被害に遭いたくないという声もある

#### 共同住宅における統計調査の円滑化

- 調査員業務の委託の取組を広げることで、調査の円滑化が図られるのではないかと検討

#### 調査実施時における入居者の情報提供

- マンション入居者に関する情報提供要請について、対応すべきかわからない

### 総務省において対応方策の検討



#### 統計出前講座の開催

- 団体からの要請に応じて、講習会等の場で総務省等の職員が説明

政府統計の統一のロゴタイプの浸透

- 政府統計の証であるロゴタイプの普及推進策について検討



政府統計



#### 調査員業務の管理会社等への委託

- 各調査において、この取組を横展開することができないか検討

#### 情報提供に係る解説資料等の作成

- 被依頼者が、円滑に対応するための解説資料等の作成について検討

